

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する件 八
- 保安林の指定をする予定である件 八
- 道路の区域を変更する件二件 八
- 道路の供用を開始する件 八

### 公 告

- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件五件 八
- 特別褒賞を実施した件 九
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 九
- 福島県人事委員会 九
- 平成二十四年度福島県警察官採用候補者試験を実施する件 九

## 告 示

### 福島県告示第百二十九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和三十五年福島県告示第百九十号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十一日

別表中「公立藤田病院組合、伊達市国見町大枝小学校組合」を「公立藤田病院組合」に、「福島県市民交通災害共済組合、田島下郷町衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合」を「福島県市民交通災害共済組合」に、「須賀川地方広域消防組合、西部環境衛生組合」を「須賀川地方広域消防組合」に改める。

福島県知事 佐藤 雄平

(市町村行政課)

福島県告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 保安林予定森林の所在場所  
双葉郡広野町大字上北迫字大釣沢一五の一、三三の二三
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができない立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

### 福島県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字浜崎 字鳥井堂二四番一地从 から 同 郡同 村大字湊字 仲田一五番三地从先まで	変更前	九・八	五九〇・〇
		変更後	二五・八	五九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字白 岩字北上平五九番二 地先から	変更前	三・六〇	二二一・五
	同 郡同 町大字白 岩字北上平四三七番一 地先まで	変更後	三・六〇 一五・〇	二二一・五

(道路計画課)

福島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浜崎高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字浜崎字鳥井堂二四番一 地先から 同 郡同 村大字湊字仲田一五番三 地先まで	平成二十四年三月 二二日

(道路計画課)

福島県告示第百三十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年二月二日次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
國分 節子	いわき市小名浜花 畑町三四番地の四	平成二十四年四月一日から平成 二十九年三月三十一日まで	住所地に同じ
長瀬印刷株式 会社	いわき市小名浜字 渚廻五一番地二	同	いわき市平字愛谷町 四丁目三番地四 住所地に同じ
株式会社成和	いわき市平字正月 町二四番地の一	同	住所地に同じ
有限会社高木 博商店	いわき市好間町上 好間字稲荷下一三 番地	同	同

(出納総務課)

福島県告示第百三十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年二月九日次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
吉源木材株式 会社	いわき市常磐関船 町杭田三番地	平成二十四年四月一日から平成 二十九年三月三十一日まで	いわき市常磐水野谷 町千代鶴一番地 (出納総務課)

福島県告示第百三十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年二月十三日次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
菅野 市男	福島市飯野町字後 川二九番地の一〇	平成二十四年四月一日から平成 二十九年三月三十一日まで	住所地に同じ
野地 秀郎	福島市伏拝字畑田 六番地の三	同	同
紺野 エイ子	福島市飯坂町字湯 沢一七番地	同	同
株式会社伊藤 仁商事	福島市飯野町大久 保字岩見内五番地	同	同
県北食品衛生	福島市御山町八番	同	福島市御山町八番三

協会 会長 三〇号 福島市大  
紺野 昭治 明神八番地

大久自動車販 福島市本内字北古  
売株式会社 館九番地

有限会社橋商 伊達市箱崎字原八  
店 七番地の一

有限会社国見 伊達郡国見町大字  
一心堂薬局 藤田字南六七番地  
の一

株式会社郡山 郡山市安積町日出  
労務管理セン 山三丁目六五番二  
タ

郡山食品衛生 郡山市朝日二丁目  
協会 会長 一五番一号 郡山  
遠藤 久弥 市清水台二丁目三  
番六号

県中食品衛生 須賀川市旭町一五  
協会 会長 三番地の一 須賀  
野木 彰 川市並木町二六六  
番地の一

公益財団法人 福島市三河南町一  
福島県産業振 番二〇号

興センター 郡山市堤二丁目一  
有限会社樫木 三四番地

商興 石川郡平田村大字  
太田 清実 西山字草場七五番  
地

同 郡山市待池台二丁目  
一二番地

同 住所地に同じ

同 住所地に同じ

同 住所地に同じ

福島県告示第百三十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年二月二十四日次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

会津美里地区 大沼郡会津美里町 平成二十四年四月一日から平成

交通安全協会 字鹿島三〇五七番 二九年三月三十一日まで

会長 菊地 地の一 大沼郡会

福島県知事 佐藤 雄平

売りさばきの場所

大沼郡会津美里町字

鹿島三〇五七番地の

一

由一 津美里町字布才地  
六三〇番地の一

会津若松食肉 会津若松市神指町  
事業協同組合 大字南四合字才の  
神四九一番地

渡部 信 耶麻郡猪苗代町字  
町尻三四五番地イ  
号

黒井産業株式 山形県山形市宮町  
会社 二丁目一―番九号

同 会津若松市一箕町大  
字亀賀字北柳原一六  
番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

福島県告示第百三十八号  
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年三月二十一日  
平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

指定の有効期間

平成二十四年四月一日から平成

二九年三月三十一日まで

一

公 告

公告第五十三号

職員に対する特別ほう賞に関する条例(昭和四十三年福島県条例第一号)第三条の規  
定により、次のとおり特別褒賞を実施した。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

特別褒賞を受けた者	特別褒賞金の種類	功 勞 の 概 要
双葉警察署 警視 増子 洋一	殉職者特別 褒賞金	被表彰者は、平成二十三年三月十一日に発 生した東日本大震災に際し、双葉郡富岡町仏 浜地内において、身の危険を顧みることなく

(出納総務課)

福島県知事 佐藤 雄平

指定の有効期間

平成二十四年四月一日から平成

二九年三月三十一日まで

福島県知事 佐藤 雄平

指定の有効期間

平成二十四年四月一日から平成

二九年三月三十一日まで

福島県知事 佐藤 雄平

指定の有効期間

平成二十四年四月一日から平成

二九年三月三十一日まで

福島県知事 佐藤 雄平

指定の有効期間

南相馬警察署 警部 佐藤 政美	同	被表彰者は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に際し、南相馬市鹿島区南右田地内において、身の危険を顧みることなく最期まで住民の避難誘導活動の職務を遂行し、津波に巻き込まれて殉職したものである。
南相馬警察署 警部 橋本 浩忠	同	被表彰者は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に際し、南相馬市鹿島区南右田地内において、身の危険を顧みることなく最期まで住民の避難誘導活動の職務を遂行し、津波に巻き込まれて殉職したものである。
双葉警察署 警部 古張 文夫	同	被表彰者は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に際し、双葉郡浪江町請戸地内において、身の危険を顧みることなく最期まで住民の避難誘導活動の職務を遂行し、津波に巻き込まれて殉職したものである。

(職員業務課福利厚生室)

公告第五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月九日
- 二 名称  
NPO法人郡山ペップ子育てネットワーク
- 三 代表者の氏名  
菊池 信太郎
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市本町一丁目十四番二十一号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災後の持続する低線量放射線環境下に生きる子どもたちのため、地域の大人達が子どもたちをどう守り、どう育てていくかを考え実践する組織である。特に、子ども達が遊び、運動する環境の提供と整備、子どもの心のケア、子育てのアドバイス、放射線や関連する健康被害に関する知識の啓発活動等を行うことを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月十二日
- 二 名称  
NPO法人有胤久山好文花寺
- 三 代表者の氏名  
有賀 孝明
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市安積町成田字車河原三十六番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らす人々に対して、互助的コミュニティサービスを通じ、衆生救済の理念に基づきそのニーズに応える事業を行い、幸福な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十四年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。  
平成二十四年三月二十一日

福島県人事委員会

- 一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官A	四十四名程度	昭和五十三年四月二日以後に生まれた者で、学校教

<p>第二次試験 平成二十四年五月十三日(日)</p>	<p>区分 試験期日</p>	<p>受験地 福島市</p>	<p>合格者発表 平成二十四年六月一日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県</p>
<p>二 試験の方法及び内容</p> <p>1 第一次試験</p> <p>(一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。</p> <p>(二) 論文試験</p> <p>2 第二次試験</p> <p>(一) 口述試験</p> <p>(二) 適性検査</p> <p>(三) 体力検査</p> <p>(四) 身体検査(測定方式)</p> <p>(五) 身体検査(持参方式)</p> <p>三 試験期日、試験地及び合格者発表</p> <p>(男性・一般) 警察官A (女性・一般)</p> <p>四名程度</p> <p>育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二十四年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者</p> <p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>			

<p>第二次試験 平成二十四年六月二十六日(火)から同月二十九日(金)までの四日間のうち指定する二日</p>	<p>福島市</p>	<p>平成二十四年八月十日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>
<p>四 受験申込みの手続</p>		
<p>1 受験申込書の配布</p> <p>受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署(双葉警察署を除く。)、各交番及び各駐在所(江名駐在所、小高駐在所、飯館駐在所、広野駐在所、楢葉駐在所、夜の森駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除く。)において配布します。</p> <p>2 受験の申込み</p> <p>受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。</p> <p>なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。</p> <p>3 申込受付期間及び申込受付時間</p> <p>(一) 申込受付期間 平成二十四年三月二十一日(水)から同年四月十三日(金)までです(郵便による申込みは、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。) ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十四年三月二十一日(水)から同年四月十日(火)までです。</p> <p>(二) 申込受付時間</p>		

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。  
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成二十四年四月十日（火）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

## 五 給与

## 1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二〇〇、六〇〇円の初任給が支給されます。

## 2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

## 六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

## 七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本務部警務課（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二二―二一五一内線二六二三、二六二六）に問い合わせてください。

## 別表

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与課）